

証明される方に、作成方法及び証明者一覧もお渡しください。

この人物に関する証明書は、東京都教育委員会が教育職員免許状授与のための「教育職員検定」に使用するものです。

教育職員免許状に関する規則（平成元年東京都教育委員会規則第37号）抜粋  
（人物の検定）

第22条 教育委員会は、人物の検定に関し、次に掲げる事項について総合的に判断し、これを行う。

- (1) 性格・・・人柄について
- (2) 指導力・・・児童生徒に対する指導の実績、校務上あるいは業務上の指導力について
- (3) 研究心・・・教育に関する研究、校務あるいは業務に対する研究的態度について
- (4) 社会性・・・勤務環境における人間関係について
- (5) 教育職員としての適格性・・・教育職員としての適格性の有無及びその具体的内容について

（検定の可否）

第30条第1項第1号 人物の検定について、教育職員として適格であること。

**本書作成上の注意**

- 1 証明書上部の氏名・生年月日・本籍地は誤りの無いよう、申請者本人が記載してください。
- 2 証明者印は、必ず**公印（校長、園長）**を押印してください。  
公印の設置がない場合は、**学校の公印及び証明者による私印**により証明し、余白部にその旨を記載してください。

証明の例： ○年○月○日

○○幼稚園

園長

免許 花子

免許

学校之印

**公印を設置していないため、私印により証明します。**

- 3 本書は厳封取扱いとし、公印又は封緘印により厳封してください。開封無効です。
- 4 本書の有効期間は、証明日から3か月以内です。
- 5 記載事項の訂正は公印により訂正してください。私印や修正液等による修正は無効です。

本書の証明者は下表のとおりです。

申請者の現所属			証明者
教員	公立学校	都道府県立	校長又は園長
		区市町村立	
	私立学校	学校法人	
		学校法人以外	
	国公立学校	大学附属	
教員以外	学校職員等	都道府県立学校	課長
		区市町村立学校	
		都道府県教委	
		区市町村教委	
	公務員	-	雇用者*
	会社員	-	
	学生	正課生	学長、学部長、研究科長*
科目等履修生			

\* 雇用者による証明は、人事権を有する者の職印による証明が必要です。

\* 学長、学部長、研究科長による証明は、大学等卒業又は在籍修了後2年以内に限ります。

\* 勤め先がない場合は、選考課長による面談も可能です（要電話予約）。

別紙、作成方法を参照の上、作成をお願いします。

## 人物に関する証明書

氏名

生年月日

年

月

日

本籍地

都道府県

検 定 事 項	内 容	
性 格		
指 導 力		
研 究 心		
社 会 性		
教育職員としての 適 格 性	有・無 (どちらかに ○を付ける)	(その理由)

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

証 明 者 学校名(所属名)

職 名

氏 名

印